

周南市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「周南市有料広告掲載取扱要綱」（平成18年2月2日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、周南市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲及び種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告の範囲は要綱第3条に定めるものとし、種類はバナー広告とする。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 80ピクセル 横 200ピクセル
- (2) 形式 JPEG 又は PNG、GIF（アニメーションは不可）
- (3) 容量 15KB 以下

2 広告枠の位置は、市ホームページのトップページのうちから、市長が定める。

(広告掲載の契約方法)

第4条 市長は、市ホームページ広告枠を一括して、広告代理業を営むもの（以下「広告代理店」という。）と契約する。

- 2 前項の契約期間は、1年以内とする。
- 3 広告代理店及び広告掲載料の決定は、市の指定する広告枠の10枠当たり月額の入札等により決定する。
- 4 広告掲載の募集及び広告主との契約は、広告代理店が行う。
- 5 広告代理店は、要綱第3条の掲載基準に基づき広告主を募集する。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告代理店は、周南市ホームページ広告掲載申込書（別記第1号様式）に書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条の広告掲載申込書の提出があったときは、審査の上広告掲載の可否を決定し、当該申込者に周南市ホームページ広告掲載通知書（別記第2号様式）により通知する。

（広告原稿の作成及び提出）

第7条 広告代理店は、広告原稿（画像データ及びリンク先情報）を市長が指定する方法により自己の負担で作成し、市長が指定する期日までにEメール等の電子データにより提出する。

2 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿（画像データ）が適当でないと認めたときは、広告代理店に対し広告原稿（画像データ）又はリンク先の変更を求める。

（広告の掲載期間）

第8条 広告の掲載期間は、1箇月単位とする。

（広告掲載料の納入）

第9条 広告代理店は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告掲載料の返還）

第10条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告代理店及び広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告代理店及び広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料を返還する。

3 月の途中で掲載することができなくなった場合における前項の規定による当該月に相当する広告掲載料の返還については、当該月の日数による日割りとし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 機器等の保守又は工事を行うため、本市が市ホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じて、その広告掲載料を返還する。ただし、一時停止の

期間が1日（24時間）を超えない場合は、広告掲載料を返還しない。

5 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

（広告内容の責任）

第12条 広告代理店は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

- 2 広告代理店は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告代理店は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告代理店の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告代理店は、第6条の規定により決定を受けた市ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

周南市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

（あて先） 周南市長

申込者 住所
名称
代表者名
電話番号
FAX番号

下記のとおり周南市ホームページへの広告の掲載を申し込みます。

記

掲載希望期間	年 月 日から 箇月
広告主名称 （代表者名）	
所在地	
業 種	
リンク先 URL 内 容	
添付書類	(会社案内パンフレット等)
《備考》	受 付

別記第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

周南市長

印

周南市ホームページ広告掲載通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載期間 年 月 日から 箇月

2 広告主名称

3 決定内容

掲載する

掲載しない

●掲載しない場合の理由

①広告内容

②その理由

4 掲載条件

周南市有料広告掲載取扱要綱及び周南市ホームページ広告掲載取扱要領に従うこと。